

公表

事業所における自己評価総括表

○事業所名	ゆあすまいる（児童発達支援部門）		
○保護者評価実施期間	R8年 2月 2日		～ R8年 2月 13日
○保護者評価有効回答数	(対象者数)	3	(回答者数) 1(2家庭未回答)
○従業者評価実施期間	R8年 2月 2日		～ R8年 2月 6日
○従業者評価有効回答数	(対象者数)	7	(回答者数) 7
○事業者向け自己評価表作成日	R8年 2月 3日		R8年 3月 24日

○分析結果

	事業所の強み(※)と思われること ※より強化・充実を図ることが期待されること	工夫していることや意識的に行っている取組等	さらに充実を図るための取組等
1	当児童発達支援(ゆあすまいる)は、【社会資源の説明】【情報提供書兼ご高診依頼書の作成】【医療機関受診の同席】、【役所の申請手続きの同席】等の家族支援を実施してきた。	お子さんの発育段階やご家族の養育負担状況を鑑み、療育支援だけではなく、療育支援以外にも必要と考えられる社会資源や(特別児童扶養手当等の)給付申請を説明するほか、検診、受診、役所申請のサポートも実施してきた。	療育支援や送迎、運営事務や準備清掃等で、忙しいところはあるが、ご家族が、今、少し先、さらに先を見据えて、お子さんの養育に向き合えるよう、必要と考えられる社会資源や給付について、幅広く情報提供していく。
2	当児童発達支援(ゆあすまいる)は、【午後療育】を実施しているため、【保育園や幼稚園の行事ごとの参加への影響が少ない。】 当児童発達支援は、【午後療育】を実施しているため、【自宅送りや保護者様迎えを提案しており、療育の様子を直接報告できる。】	登園日の午前療育を実施しない形態をとることで、午前中が大半の園行事参加の支障をなくしている。 ・園や自宅等で午睡の後から、園等への迎え等から受け入れを実施し、基本的に園への送りではなく、自宅への送り或いは保護者様の迎えという形態をとっており、園や保護者様と日常生活を共有できるようにしている。	左記を踏まえると、午後療育メリットは複数あると考えられる。現在1日2名ほどの(児童発達支援期)未就学児を受け入れているが、今後の(放課後等デイサービス期)就学児の地域移行計画を踏まえると、未就学児の利用枠は生じてくるため、未就学児の受け入れ枠を周知していく必要がある。
3	当児童発達支援(ゆあすまいる)は、【1・2歳児から家庭生活、先の学校生活でも必要】となってくる、【座る、歩く、待つ、ひとり遊びをする等のスキルを身につける】ことができる。【先々を見据えた就学期に向けての放課後生活の下準備】をすることができる。	・家庭生活上で必要となるスキルを育む訓練 ・就学や放課後生活に向けての訓練 - 座る、歩く、待つ、譲るを育む訓練 - 【動】と【静】を育む訓練 - 感情表現、愛着形成に係る訓練 - ひとり遊び、協調遊びを育成する訓練	療育支援や送迎、運営事務や準備清掃等で、忙しいところはあるが、ペアレントトレーニングの時間を捻出し、家庭で活用できそうな声掛けの方法などを実践を通して、保護者様にお伝えし、家庭生活上での育児に役立ててもらい、家庭での育児負担を軽減すること。
4	当児童発達支援(ゆあすまいる)は、【放課後等デイサービスとの多機能事業所であるため、幅広い世代間での交流(多世代交流)】ができる。(現在2歳～15歳まで在籍)	基本的に(放課後等デイサービス期)就学児の登校日の利用時間帯にあわせて、(児童発達支援期)未就学児の利用時間帯を設定しているため、就学児を見て育つことができる。	引き続き、多世代交流を計画していく。

	事業所の弱み(※)と思われること ※事業所の課題や改善が必要と思われること	事業所として考えている課題の要因等	改善に向けて必要な取組や工夫が必要な点等
1	当児童発達支援(ゆあすまいる)は、就学児(放課後等デイサービス部門)の受け入れニーズが多くあり、未就学児の受け入れ枠が少なくなってしまうこと。	【児童発達支援事業の午後療育のメリット】が地域に定着していない。	地域の相談支援事業所等紹介機関に対して、未就学児の午後療育の推奨について、パンフレットなどでご案内をすること。
2			
3			

公表

保護者等からの事業所評価の集計結果

事業所名 ゆあすまいる（児童発達支援部門）

公表日 R8年 3月 27日

利用児童数 R8年 2月 27日

回収数 2(未回答1)

	チェック項目	はい	どちらとも いえない	いいえ	わからない	ご意見	ご意見を踏まえた対応
環境・ 体制 整備	1 こどもの活動等のスペースが十分に確保されていると思いますか。	1					
	2 職員の配置数は適切であると思いますか。		1				
	3 生活空間は、こどもにわかりやすく構造化された環境になっていると思いますか。また、事業所の設備等は、障害特性に応じて、バリアフリー化や情報伝達等への配慮が適切になされていると思いますか。	1					
	4 生活空間は、清潔で、心地よく過ごせる環境になっていると思いますか。また、こども達の活動に合わせた空間となっていると思いますか。	1					
適切 な支 援の 提 供	5 こどものことを十分に理解し、こどもの特性等に応じた専門性のある支援が受けられていると思いますか。	1					
	6 事業所が公表している支援プログラムは、事業所の提供する支援内容と合っていると思いますか。	1					
	7 こどものことを十分理解し、こどもと保護者のニーズや課題が客観的に分析された上で、児童発達支援計画（個別支援計画）が作成されていると思いますか。	1					
	8 児童発達支援計画には、児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」の「本人支援」、「家族支援」、「移行支援」で示す支援内容からこどもの支援に必要な項目が適切に選択され、その上で、具体的な支援内容が設定されていると思いますか。	1					
	9 児童発達支援計画に沿った支援が行われていると思いますか。	1					
	10 事業所の活動プログラムが固定化されないよう工夫されていると思いますか。	1					
保 護 者 へ の 説 明 等	11 保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や、その他地域で他のこどもと活動する機会がありますか。				1		
	12 事業所を利用する際に、運営規程、支援プログラム、利用者負担等について丁寧な説明がありましたか。	1					
	13 「児童発達支援計画」を示しながら、支援内容の説明がなされましたか。	1					
	14 事業所では、家族に対して家族支援プログラム(ペアレント・トレーニング等)や家族等も参加できる研修会や情報提供の機会等が行われていますか。	1					
	15 日頃からこどもの状況を保護者と伝え合い、こどもの健康や発達の状況について共通理解ができていますか。	1					
	16 定期的に、面談や子育てに関する助言等の支援が行われていますか。		1				
	17 事業所の職員から共感的に支援をされていると思いますか。		1				
	18 父母の会の活動の支援や、保護者会等の開催等により、保護者同士の交流の機会が設けられるなど、家族への支援がされているか。また、きょうだい向けのイベントの開催等により、きょうだい同士の交流の機会が設けられるなど、きょうだいへの支援がされていますか。	1					
	19 こどもや家族からの相談や申入れについて、対応の体制が整備されているとともに、こどもや保護者に対してそのような場があることについて周知・説明され、相談や申入れをした際に迅速かつ適切に対応されていますか。	1					

	20	子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮がなされていると思いますか。	1				
	21	定期的に通信やホームページ・SNS等で、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報や業務に関する自己評価の結果を子どもや保護者に対して発信されていますか。	1				
	22	個人情報の取扱いに十分に留意されていると思いますか。	1				
非常時等の対応	23	事業所では、事故防止マニュアル、緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等が策定され、保護者に周知・説明されていますか。また、発生を想定した訓練が実施されていますか。	1				
	24	事業所では、非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練が行われていますか。	1				
	25	事業所より、子どもの安全を確保するための計画について周知される等、安全の確保が十分に行われた上で支援が行われていると思いますか。	1				
	26	事故等（怪我等を含む。）が発生した際に、事業所から速やかな連絡や事故が発生した際の状況等について説明がされていると思いますか。	1				
満足度	27	子どもは安心感をもって通所していますか。	1				
	28	子どもは通所を楽しみにしていますか。	1				
	29	事業所の支援に満足していますか。	1				

公表

事業所における自己評価結果

事業所名		ゆあすまいる（児童発達支援部門）				公表日	R8年3月27日
		チェック項目	はい	いいえ	工夫している点	課題や改善すべき点	
環境・体制整備	1	利用定員が発達支援室等のスペースとの関係で適切であるか。	○		指導訓練室の面積確保に関しては熊本県の基準である1人あたりの面積が3.0㎡以上に対し、当事業所では5.0㎡以上を有している。	特性、活動内容に応じて、場所を設定しながら運営している。引き続き、安全面に留意しながら療育運営を実施していく計画にある。	
	2	利用定員やこどもの状態等に対して、職員の配置数は適切であるか。	○		常に厚生労働省・こども家庭庁・熊本県が求めている基準・加配・専門等人員を満たしており、適切な人員配置を厳守している。	お子さんの状況に応じて、職員の配置を判断しながら、運営している。引き続き、安全面に留意しながら、療育支援を実施していく。	
	3	生活空間は、こどもにわかりやすく構造化された環境になっているか。また、事業所の設備等は、障害の特性に応じ、バリアフリー化や情報伝達等、環境上の配慮が適切になされているか。	○		色んな刺激(視覚や聴覚など)に対応したツールの活用、場の視覚的情報をできるだけ減らした刺激への配慮の実施をしている。	構造化の概要趣旨は、来訪時に説明しているが、まだ全家庭に周知できていない可能性があるため、今後も積極的に取り組んでいく。	
	4	生活空間は、清潔で、心地よく過ごせる環境になっているか。また、こども達の活動に合わせた空間となっているか。	○		日々清掃・整理整頓を実施し清潔な環境を整えている。学校教室をイメージした学習室、遊びを考慮した部屋を設定し配慮している。	お子さん方にあった活動空間は、お子さんの発達段階や関係性、活動内容によって異なってくるため、柔軟な対応を実施していく。	
	5	必要に応じて、こどもが個別の部屋や場所を使用することが認められる環境になっているか。	○		面談室や安静室・更衣室等個別に対応できる場所があり、各児の机や椅子の設置等、場面に応じた過ごし方ができる構造としている。	更衣室・安静室・面談室などはプライバシーに配慮できる構造にしている。机や椅子等はパーソナルスペースの確保と考えている。	
業務改善	6	業務改善を進めるためのPDCAサイクル(目標設定と振り返り)に、広く職員が参画しているか。	○		朝礼・昼礼・終礼や計画会議、社内研修・各種会議を通じて、業務改善を目指しており、職員の三角を求め、意見を集約している。	各職員が現状を肯定しつつ、現状に満足せずに、より細かく目標・時間・目的等を意識した就業意識が求められると考えている。	
	7	保護者向け評価表により、保護者等の意向等を把握する機会を設けており、その内容を業務改善につなげているか。	○		保護者様やお子さんのニーズを確認し、遊び、公共交通機関の活用、社会科見学、就業体験、家族参加型療育等計画実施している。	家族参加型のレクリエーションの開催をきっかけに子どもの障がい特性やその支援に向けてお互いに情報共有していきたい。	
	8	職員の意見等を把握する機会を設けており、その内容を業務改善につなげているか。	○		毎日の朝・昼・終礼、会議・研修・個別の打合せの機会を通じ互いに意見交換や情報共有を行ない、日々、業務改善を目指している。	引き続き、幅広く意見を求め子どもたちに必要なスキル職員に求めたい考え方やアプローチスキルを共有できるような意見を集約する。	
	9	第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげているか。	○		理事・税理士・社労士・司法書士・行政書士・相談支援専門員等に客観的な立場から意見をいただき、業務改善に努めている。	常駐ではない理事が長く、このような事業に関わっており、2月に1回意見を求める等、業務改善を目指し、取り組んでいる。	
	10	職員の資質の向上を図るために、研修を受講する機会や法人内等で研修を開催する機会が確保されているか。	○		年間を通し、社内研修として職員の資質向上を目指している。社外研修にも積極的に参加し、その研修内容を社内でも共有している。	職員の内、実務経験が7年を超える職員が4名在籍。引き続き専門的な療育・家族支援等スキルの向上を図る研修を日々実践していく。	
適切な支援の提供	11	適切に支援プログラムが作成、公表されているか。	○		(こども家庭庁等の定める5領域に関連した)独自の支援プログラムを作成しホームページに掲載済み。保護者様等にも説明済み。	※事業所の療育支援の指針となる支援プログラムは、個別支援計画、専門的支援実施計画書とは別の書類・内容・様式である。	
	12	個々のこどもに対してアセスメントを適切に行い、こどもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、児童発達支援計画を作成しているか。	○		保護者様や関係者様より情報を収集しお子さんを見てアセスメントを集約し、職員と個別支援計画・専門的支援実施計画を作成。	児童発達支援計画とは、主に左記の個別支援計画・専門的支援実施計画並びに公表している支援プログラムや日々の活動計画を意味。	
	13	児童発達支援計画を作成する際には、児童発達支援管理責任者だけでなく、こどもの支援に関わる職員が共通理解の下で、こどもの最善の利益を考慮した検討が行われているか。	○		個別支援計画・専門的支援実施計画を作成する際にはアセスメントに基づき職員間で会議を開きニーズや課題を細かく分析している。	児童発達支援計画とは、主に左記の個別支援計画・専門的支援実施計画並びに公表している支援プログラムや日々の活動計画を意味。	
	14	児童発達支援計画が職員間に共有され、計画に沿った支援が行われているか。	○		個別支援計画・専門的支援実施計画においては計画の趣旨・目的というものを具体的に共有し、計画に基づいた支援を実践している。	児童発達支援計画とは、主に左記の個別支援計画・専門的支援実施計画並びに公表している支援プログラムや日々の活動計画を意味。	
	15	こどもの適応行動の状況を、標準化されたツールを用いたフォーマルなアセスメントや、日々の行動観察なども含むインフォーマルなアセスメントを使用する等により確認しているか。	○		お子さんの発達段階適応状況日々の思考行動を観察の上で状態により色んなツールを使いながらその時に合った支援を心掛けている。	お子さん自身が所と他を使い分けており、家庭や園・学校も養育、保育、幼児教育、教育方針もあるため一概に共通の支援は困難だ。	
	16	児童発達支援計画には、児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」の「本人支援」、「家族支援」、「移行支援」及び「地域支援・地域連携」のねらい及び支援内容も踏まえながら、こどもの支援に必要な項目が適切に設定され、その上で、具体的な支援内容が設定されているか。	○		本人支援では、5領域に関連づいたそれぞれの特性に合わせた目標設定、家族支援では、居宅訪問や医療機関受診や役所手続同行等、包括的にサポート。本人・家族支援に対し、関係機関と連携する支援設定をしている。	未就学期、発達段階に応じ、家庭生活・園生活に繋がるようにつか将来的な就学の準備として必要に応じ、「地域支援・地域連携」を実施しながら、本人と家族の支援を包括的に実施している。2・3児からの支援が鍵。	
	17	活動プログラムの立案をチームで行っているか。	○		活動プログラムの立案は療育リーダーが集約して管理者に伝え意見を求め、具体的な展開は直接処遇職員で擦り合わせ実践している。	ベテラン職員が4名在籍。職員それぞれの強み、お子さんそれぞれの課題を分析し、引き続き、チームで活動を立案、遂行していく。	
	18	活動プログラムが固定化しないよう工夫しているか。	○		季節を感じる事ができる活動や地域にある公共施設等を利用し社会性を高める活動など積極的に取り組む等創意工夫を施している。	購買学習や外食実習等費用のかかる活動は物価高騰もあり保護者負担が増える一方であるため別途費用の生じる活動は提供しづらい。	

	19	こどもの状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせる児童発達支援計画を作成し、支援が行われているか。	○		それぞれの個別・集団においての課題に対し個別支援計画・専門的支援実施計画・活動プログラムで設定し療育支援を実施している。	お子さんのその日の体調や気分等により、必要な支援や対応が異なるため、引き続き、計画に基づきながらも柔軟に対応していく。
	20	支援開始前には職員間で必ず打合せを行い、その日行われる支援の内容や役割分担について確認し、チームで連携して支援を行っているか。	○		朝・昼礼時、反省課題や取り組み成果等を共有。送迎前は、具体的な療育支援の方向性を打ち合わせそれぞれの役割を決め連携支援。	療育とは難易度が高い業務。引き続き、職員それぞれの立ち位置・性質・技能に基づき、療育の役割・位置づけを決定し運営を実践。
	21	支援終了後には、職員間で必ず打合せを行い、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有しているか。	○		終了後は終礼や申し送り引継ぎ等を用いるが、就業終了時間にスレがあるため、基本は翌営業日の朝や昼に振り返る流れを採用。	引き続き、送迎、療育、その他事業運営に付随する事項を打合せ、必要な対策をしながら、日々を運営していく。
	22	日々の支援に関して記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげているか。	○		日々の各人の支援記録、所の業務日誌関連、家族支援や関係機関と連携した際の記録等、様々あるが、記録と検証を徹底している。	療育・家族支援のあり様は職員とお子さんの関係性にもよる点も含め支援の検証をする中で、引き続き、継続や部分的な改善を図る。
	23	定期的にモニタリングを行い、児童発達支援計画の見直しの必要性を判断し、適切な見直しを行っているか。	○		6か月に1回以上、個別支援計画等を見直すモニタリング・アセスメントを開催し、課題を分析し考察の上で計画を見直している。	引き続き、ガイドライン（決まり）に定められている通り、実践していく。
関係機関や保護者との連携	24	障害児相談支援事業所のサービス担当者会議や関係機関との会議に、そのこどもの状況をよく理解した者が参画しているか。	○		児童発達支援管理責任者他、<日頃からお子さんや保護者と関わりの多い児童指導員(専門職員)>も同席し情報共有を行なっている。	左記に併せ、他職員の参加も進め、会議の概要、あり方、意見の出し方、意見の聞き方、まとめ方等の共通理解にも繋げていく。
	25	地域の保健、医療（主治医や協力医療機関等）、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携して支援を行う体制を整えているか。	○		役所、医療機関同席支援の他、ファミサポ、就労継続支援事業所、訪問看護事業所、園・学校・学童・相談員との連携体制を構築済。	引き続き相談支援事業所や役所等と手分けしながら家族や本人に必要なと考えられる関係機関各所との連携や同行支援を実施していく。
	26	併行利用や移行に向けた支援を行うなど、インクルージョン推進の観点から支援を行っているか。また、その際、保育所や認定こども園、幼稚園、特別支援学校(幼稚部)等との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っているか。	○		ご利用児に対して、必要な情報を保護者様の同意とともに、関係機関と情報交換をしている。送迎時や電話連絡を通して、統一した支援が提供できるように工夫している。	就学や学童の利用開始に向けて、サポートをしている。引き続き、必要に応じて、子育て世帯訪問支援事業の利用の必要性の提言、訪問看護事業や居宅介護支援事業の利用についてのアドバイスや申請サポートをしていく。
	27	就学時の移行の際には、小学校や特別支援学校(小学部)との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っているか。	○		保護者や相談支援事業所からの依頼に基づき就学先の学校へ情報提供書を作成。必要に応じて学校を交えた支援者会議にも積極参加。	就学前後に学校や学童に連絡を取り合い情報を共有し、就学時就学後、ご家族やお子さんの困り感が軽減緩和できるよう努めている。
	28	(28～30は、センターのみ回答) 地域の他の児童発達支援センターや障害児通所支援事業所等と連携を図り、地域全体の質の向上に資する取組等を行っているか。				
	29	質の向上を図るため、積極的に専門家や専門機関等から助言を受けたり、職員を外部研修に参加させているか。				
	30	(自立支援)協議会こども部会や地域の子ども・子育て会議等積極的に参加しているか。				
	31	(31は、事業所のみ回答) 地域の児童発達支援センターとの連携を図り、必要に応じてスーパーバイズや助言等を受ける機会を設けているか。	○		地域の児童発達支援センターが取り組んでいる保育所等訪問支援や圏域の子ども部会を通じ、意見交換を図り、連携している。	引き続き、必要に応じて、こども家庭課、こども家庭相談課、児童発達支援センター等と情報共有、意見交換しながら運営していく。
	32	保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や、地域の中で他のこどもと活動する機会があるか。	○		事故や怪我の責任問題、個人情報の流出等のリスクを鑑み、地域の子ども達と利用児の交流を深めるための活動の提案は難しい。	地域の中で子どもたちと接する際、怪我等が生じた場合の対応が難しい。具体的交流をする場合、保険の追加加入(補正予算)となる。
	33	日頃からこどもの状況を保護者と伝え合い、こどもの発達の状況や課題について共通理解を持っているか。	○		毎利用日の引き渡し時情報共有している他、モニタリングやアセスメント、祝日の家族参加型療育等を通じ共通理解に努めている。	引き続き、保護者様と、個別支援計画・専門的支援実施計画の趣旨・内容理解、目的の達成に繋がるよう、共通理解に努めていく。
34	家族の対応力の向上を図る観点から、家族に対して家族支援プログラム(ペアレント・トレーニング等)や家族等の参加できる研修の機会や情報提供等を行っているか。	○		祝日を中心に家族参加型療育イベントを開催。野球やトランプやテレビゲーム等遊びと一緒に楽しむ他、総会も年1回開催。	イベントの設定として子ども達と一緒に活動していただくような環境設定はあるが、研修会のような場面は少ないため、検討したい。	
35	運営規程、支援プログラム、利用者負担等について丁寧な説明を行っているか。	○		契約時、契約更新時、運営方針、事業所の定める支援プログラム、個別支援計画、専門的支援実施計画、活動計画、負担額等を説明。	引き続き、ご家族がわかりやすいように、丁寧にお伝えできるよう、努めていく。	
36	児童発達支援計画を作成する際には、こどもや保護者の意思の尊重、こどもの最善の利益の優先考慮の観点を踏まえて、こどもや家族の意向を確認する機会を設けているか。	○		個別支援計画・専門的支援実施計画を作成する上でお子さんや家族の意向を確認しお子さんの最善の利益追求のために計画を策定。	引き続き、こどもや保護者の意思の尊重、こどもの最善の利益の優先考慮の観点を踏まえ、課題を分析し計画作成をしていきたい。	
37	「児童発達支援計画」を示しながら支援内容の説明を行い、保護者から児童発達支援計画の同意を得ているか。	○		保護者様にご協力をいただき、5～6か月に1回を目安に面談(モニタリング・アセスメント)を実施し、支援内容の説明をしている。	引き続き、保護者様に、個別支援計画・専門的支援実施計画の趣旨・具体的内容、目的の達成に向けた方針にご同意をいただく。	
38	定期的に、家族等からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、面談や必要な助言と支援を行っているか。	○		利用児の他、兄弟(姉妹)児の相談にも応じ、居宅訪問や病院受診や学校や役所訪問等の直接支援を実施している他、相談支援も実施。	引き続き、相談機会を提供できるよう努め、必要に応じて、病院や園や行政と連携した支援、社会資源活用提案等、実施していく。	

保護者への説明等	39	父母の会の活動を支援することや、保護者会等を開催する等により、保護者同士で交流する機会を設ける等の支援をしているか。また、きょうだい同士で交流する機会を設ける等の支援をしているか。	○		祝日を中心に家族参加型療育を実施している。野球やキックベースボールなどの運動レクやトランプのボウリングなどを用い、交友を展開。3月21日には総会を開催した。	利用児の怪我等対応保険加入は常時加入しているが、保護者様や兄弟（姉妹）児さんは該当しないため、引き続き、毎回、1日レクリエーション保険に加入する等の対策を施す。
	40	こどもや保護者からの相談や申入れについて、対応の体制を整備するとともに、こどもや保護者に周知し、相談や申入れがあった場合に迅速かつ適切に対応しているか。	○		日数を増やしたい、卒業を目指し回数を減らしたい、公共交通機関利用や就業体験に参加させたい、受診や役所手続同席要望等対応。	苦情、相談受付体制を整えている。引き続き、保護者様が相談しやすい雰囲気づくりに努めていく。
	41	定期的に通信等を発行することや、HPやSNS等を活用することにより、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報をこどもや保護者に対して発信しているか。	○		月に1回の通信プログラムの他、長期休暇等の前に活動概要や行事予定、休暇中や朝・夕に養育でお願いしたいこと等を発信。	引き続き、活動概要や行事予定、連絡体制などの情報を発信していく。
	42	個人情報の取扱いに十分留意しているか。	○		インスタグラムやフェイスブックは活用しない。職員は基より、職場体験や期間雇用者等に情報保護のため一筆書いてもらっている。	引き続き、個人情報の保護、流出予防を徹底していく。
	43	障害のあるこどもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしているか。	○		お子さんには、文字や写真、イラストを使って視覚化しながら説明することを心掛けている。保護者にも理解度に応じケアしている。	引き続き、お子さんの障がい特性、保護者様の個性に応じた意思の疎通、情報伝達の配慮を実施できるよう、努めていく。
	44	事業所の行事に地域住民を招待する等、地域に開かれた事業運営を図っているか。	○		事業所単位として地域の方への企画は行っていないが、隣接している住民の方々には、ご理解いただけるよう心掛けている。	地域の消防隊員をお招きする・地域の消防署を訪問見学するなどしている。引き続き、地域で事業を営んでいく。
非常時等の対応	45	事故防止マニュアル、緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等を策定し、職員や家族等に周知するとともに、発生を想定した訓練を実施しているか。	○		全てのマニュアルを作成済。保護者に事故・緊急時・感染症対応を周知済。地域の消防署の協力を依頼し、避難訓練を定期に開催。	保護者様には、毎月発行の活動予定表や面談時等で報告をしているが、全家庭への周知に繋がっているかは不安が残る。
	46	業務継続計画（BCP）を策定するとともに、非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。	○		消防隊員にも災害時の留意点を確認している他、事業所の安全計画内に策定しており、非常連絡網なども随時更新対応している。	引き続き、震災、火災、感染症予防などの訓練・対策を計画的に実施していく。
	47	事前に、服薬や予防接種、てんかん発作等のこどもの状況を確認しているか。	○		ご利用開始前のアセスメントや更新時の面談にて医療機関での受診や服薬状況を毎回確認し、記録に残している。	引き続き、保護者様に服薬の内容確認していく。引き続き、必要に応じ、役所の係と連携し、検診、予防接種等サポートをしていく。
	48	食物アレルギーのあるこどもについて、医師の指示書に基づく対応がされているか。	○		食物アレルギーのあるお子さんにおいて、おやつを持参してもらったり、調理時の食材内容を見直すなどの配慮を実施している。	引き続き、食べ物アレルギーの状況を鑑みた対応を慎重に実施していく。
	49	安全計画を作成し、安全管理に必要な研修や訓練、その他必要な措置を講じる等、安全管理が十分された中で支援が行われているか。	○		事業所の安全計画を策定している。年間計画にて、その計画に準じた社内研修を行ない、安全管理下での支援に留意している。	引き続き、状況に応じて、安全計画を見直し、安全管理下での運営を継続する。
	50	こどもの安全確保に関して、家族等との連携が図られるよう、安全計画に基づく取組内容について、家族等へ周知しているか。	○		事業所の安全計画を策定している。	安全管理については常日頃から連携しているが、計画内容まで保護者様へ周知の徹底には課題がある。安全管理下での運営を継続。
	51	ヒヤリハットを事業所内で共有し、再発防止に向けた方策について検討をしているか。	○		日々送迎・療育を含め、運営全体の振り返りを開催し、ヒヤリとしたことを共有する仕組みをつくっており、再発防止に繋げている。	引き続き、ヒヤリとしたことを共有し、再発防止に繋がるよう、努力を継続する。
	52	虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしているか。	○		毎月、虐待防止委員会・身体拘束適正化検討委員会を定期開催し、振り返り・注意喚起を実践し、虐待の芽をつんでいる。	引き続き、虐待防止・身体拘束適正化を重視し、適切な対応の実施を継続する。
53	どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、こどもや保護者に事前に十分に説明し了解を得た上で、児童発達支援計画に記載しているか。	○		個別支援計画書に身体拘束についての要件を記載し、万が一のことを考慮し、保護者様からの同意を得た上で支援を行なっている。	安全管理上、重度な行動障がいのあるお子さんを受け入れる際には、より慎重に、支援方針、支援体制を判断を施していく。	